

令和6年度 民間学童保育室 入室申請要領

1 申請先

入室を希望する民間学童保育室

※ 子ども育成課窓口では民間学童保育室への入室申請受付は行いません。

2 申請期間

事業者により異なる ※各事業者にお問合せください。

3 申請について

下記のとおり書類を揃えた上で、申請を行ってください。

※ 事前に直接事業者に問合せし、事業の詳細を理解した上で申請を行ってください。

(開室日等公立とは異なる場合があります。)

※ 年度毎に必ず入室申請手続きが必要です。

各書類については、後述の詳細を必ずご確認の上、不備のないようご用意ください。
兄弟で申請する場合、証明書類は世帯につき1部で結構です。

(1) 入室申請【別紙記入例を参照】

入室審査申請書 (1枚)

※ 申請書類は、ホームページか各事業者から直接受け取り、ご用意ください。

(2) 入室要件確認書類 (①②③いずれか該当する書類を提出)

《児童の保護者(単身赴任含む)及び同居者分》 ※令和6年度中の到達年齢が基準です

◇ 20歳以上65歳未満(昭和35年4月2日～平成17年4月1日生まれ)の方…全員分必須

◇ 16歳以上19歳まで、及び65歳以上の方…申請に必須ではありませんが、家庭状況の把握及び待機児発生時の選考に使用場合がありますので保育できない状況にある場合はご提出ください。

① 就労(自営業以外)の場合…「雇用証明書」【証明書裏面記入例を参照】

② 就労(自営業)の場合…「自営業状況書」【証明書裏面記入例を参照】

③ 就学・疾病等、**就労以外**の場合…「入室理由書」(保育できない状況を詳しく記入)

※「入室理由書」に加え、下記ア～ウの事実を証明する書類の添付が必要です。

ア 保護者及び同居者の疾病・介護・看護の場合 ⇒ 医師の診断書 又は 障がい者手帳等

イ 父母の就学の場合 ⇒ i) 学生証のコピー又は在学証明書 ii) 時間割 (i及びii両方)

ウ 父母以外の同居者の就学の場合 ⇒ 学生証のコピー 又は 在学証明書

(高校・大学等進学予定の方は、入室申請書へ「進学予定」と記入し、4月に証明書等をご提出ください。)

※必ずご確認ください※

◆ 証明書は令和5年10月1日以降に取得してください。

申請時点で証明日から3か月以内のもののみ有効です。

(学生証コピーの場合は有効期限内のものを提出してください。)

◆ 書類の証明欄に修正液等による消去、訂正、加筆等がある場合や、記入漏れがある場合、証明書が上記有効期間外の場合は受付できません。申請前にご自身で必ずご確認ください。

4 入室許可

入室許可はそれぞれの事業者より保護者に通知します。

※ 民間学童保育室への入室が待機となった場合で公立学童保育室への入室を希望される場合は、公立学童保育室の入室申請を別途子ども育成課に行ってください。(一斉受付期間:令和5年11月13日(月)～令和5年12月20日(水))

〔概要〕

学童保育室は、保護者が就労又は疾病等の事由により昼間家庭にいない児童を対象に、スポーツ・レクリエーションを中心とした集団活動を通じ、児童に適切な保育を行うための施設です。

- 対象児童** 小学校1～6年生（公立は1～3年生）で、保護者の就労や疾病等の事由により、放課後に適切な保育を必要とする児童。
※ 原則として、年間を通じて保育が必要な児童が対象です。
- 入室要件** 児童の保護者（単身赴任を含む）及び同居者で20歳以上65歳未満の方全員が、保育をできない状況にあること（20歳以上65歳未満…昭和35年4月2日～平成17年4月1日生まれ）
☆ 就労・就学の場合…下記①～③を全て満たす形で就労・就学していること
① 概ね週4日以上 ② 終了時間が14時以降 ③ 1日（実働）4時間以上
☆ 疾病等の要件の保護者は、別途状況を証明する書類等が必要となります。
※ 保護者が育児休業を取得中の場合は、入室はできません。
- 開室日** 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
※ 休室日及び開室時間については保育室毎に異なりますのでご確認ください。
- 保育料** 児童一人につき月額：6,000円（8月は12,000円）
※ その他諸費用が必要な場合があります。事業者にお問合せください。
※ 入室選考結果は各事業者からお知らせします。

《備考》

同時に申請できる学童保育室（民間・公立含め）は原則として1つです。

- ① 民間を第一希望、公立を第二希望の場合…民間の選考結果が出てから子ども育成課に公立の申請を行ってください。ただし、選考結果が公立の一斉受付期間（令和5年11月13日～同12月20日）に間に合わない場合は公立の申請を同時に行っていただいてもかまいません。（この場合、雇用証明書等は公立申請用に別途ご用意ください。また、民間の入室許可が出た場合は速やかに子ども育成課へ公立辞退のご連絡をください。）
- ② 公立を第一希望、民間を第二希望の場合…原則として公立の選考結果が出てから民間への入室申請を行っていただくことになります。詳細については各事業者にご相談ください。

複数の学童保育室から入室許可が出た場合は、利用を予定していない学童保育室へ必ず辞退の連絡をしてください。（当該保育室を待機している児童がいる可能性があります。）また、入室日または事業者の定める日までに辞退の連絡がない場合、在籍扱いとなり出席がなくても保育料がかかります。

〔お問合せ先〕

高槻市 子ども未来部 子ども育成課 学童保育チーム
（高槻市役所 総合センター7階）
TEL (072) 674 — 7656
FAX (072) 675 — 8648

- 市に届け出のあった民間学童保育室については、別紙一覧または市ホームページの「民間学童保育室のご案内」をご確認ください。（右記二次元コードでアクセス可）
- 入室を希望される場合は、必ず事前に各事業者にお問い合わせください。

